

事務連絡
令和 7 年 3 月 26 日

各	都	道	府	県	難病対策担当課	御中
	指	定	都	市		
各	都	道	府	県	生活保護担当課	
	指	定	都	市		
	中	核		市		

厚生労働省 健康・生活衛生局難病対策課
社会・援護局保護課

特定医療費の支給開始日の遡りに係る
特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて

特定医療費の支給認定を受けている者が生活保護開始となった場合や、特定医療費の支給認定を受けている生活保護受給者が生活保護廃止となる場合の取扱いについては、「特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて」（平成 27 年 6 月 25 日付け事務連絡）により、生活保護開始日以降の所得区分を「生活保護」、生活保護廃止日以降の所得区分を「新しい所得区分」として取り扱うことを基本とすることをお示ししているところです。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 5 項に基づき特定医療費の支給開始日の遡りが可能となったことに伴い、特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護開始又は生活保護廃止となっていた場合が生じますが、この場合の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、「特定医療費の支給開始日の遡りに係る特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて」（令和 5 年 12 月 26 日付け事務連絡）は廃止します。

記

1. 所得区分の決定について

「難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 5 項に基づく特定医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて」（令和 5 年 8 月 29 日付け健難発 0829 第 2 号厚生労働省健康局難病対策課長通知）の別紙を踏まえて、申請時に提出された書類等をもとに所得区分の決定を行い、特定医療費の支給開始日から適用すること。

なお、特定医療費の申請後に生活保護開始又は生活保護廃止が決定し、結果として特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護開始又は生活保護廃止となっていた場合は、「特定医療費と生活保護の医療扶助の取扱いについて」（平成 27 年 6 月 25 日付け事務連絡）を踏まえて、生活保護開始日以降の所得区分を「生活保護」、生活保護廃止日以降の所得区分を「新しい所得区分」として取り扱うことを基本とすること。

2. 医療費負担について

（1）特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護開始となっていた場合

所得区分は支給開始日から生活保護の区分を適用することになるため、基本的には医療費総額の全額を特定医療費で負担する。ただし、支給開始日から生活保護開始日までの間は医療保険に加入しているため、当該期間においては医療保険及び特定医療費で負担することとする。

（2）生活保護申請後、生活保護開始決定前に特定医療費の支給認定申請を行い、結果として、特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護開始となっていた場合

所得区分は支給開始日から生活保護開始日までの間は、低 I（2,500 円）等の区分を適用することになるため、保険、特定医療費及び自己負担により負担する。また、生活保護開始日以降は、生活保護の区分を適用することになるため、医療費総額の全額を特定医療費で負担する。

（3）特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護廃止となっていた場合

所得区分は支給開始日から低 I（2,500 円）等の区分を適用することになるため、基本的には保険、特定医療費及び自己負担により負担する。ただし、支給開始日から生活保護廃止日までの間は本来生活保護区分であるところ、申請時に提出された書類等からは生活保護の受給期間があることを把握することができないため、当該期間においては一旦医療費総額の全額を生活保護の医療扶助で負担することとする。その後、福祉事務所等から請求があった場合や、指定医療機関が請求を待っているといった事情が発覚した場合等、生活保護の受給期間が把握できた場合は、当該期間においては医療費総額の全額を特定医療費で負担することとする。

（4）特定医療費の支給認定申請後に生活保護の廃止が遡及して決定し、結果として、特定医療費の支給開始日から申請日までの間に、生活保護廃止となっていた場合

所得区分は支給開始日から生活保護廃止日までの間は、生活保護の区分を適用することになるため、医療費総額の全額を特定医療費で負担する。また、生活保護廃止日以降は、低 I（2,500 円）等の区分を適用することになるため、保険、特定医療費及び自己負担により負担する。